

今回のテーマは、平成 2 3 年度税制改正項目のうち、課税売上高が 5 億円を超える事業者の 9 5 % ルールの見直し・消費税免税事業者の判定方法の見直しについてです。平成 2 3 年度税制改正は、東日本大震災の影響で当初予定されていた改正項目のうち一部が改正されることとなりましたが、今回改正される項目の中で特に影響の大きい消費税に関する改正点 2 項目について取り上げます。

ご不明な点や疑問点につきましては、担当者にご確認下さい。

I 9 5 % ルールの見直し

今までは、課税売上割合が 9 5 % 以上の場合には課税仕入等に係る消費税額の全額を仕入税額控除出来ましたが（9 5 % ルール）、その課税期間の課税売上高が 5 億円を超える事業者には適用されないこととなりました。

1. 改正の影響を受ける事業者

次の①②いずれにも該当する法人及び個人事業者が対象となります。

①	その課税期間の	課税売上割合が 9 5 % 以上であること
②		課税売上高が 5 億円を超えること

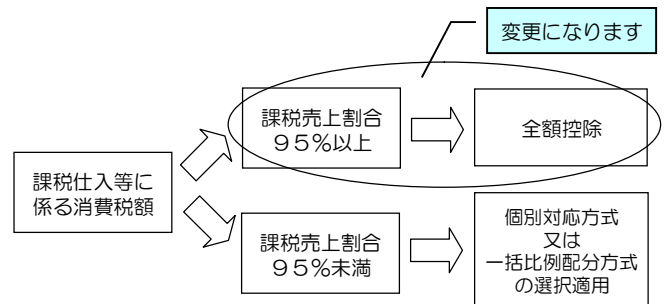
2. 改正が適用される課税期間

法人	平成 2 4 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間（3 月決算法人の場合、平成 2 5 年 3 月期）から
個人事業者	平成 2 5 年分（平成 2 6 年 3 月 1 5 日提出期限の確定申告）から

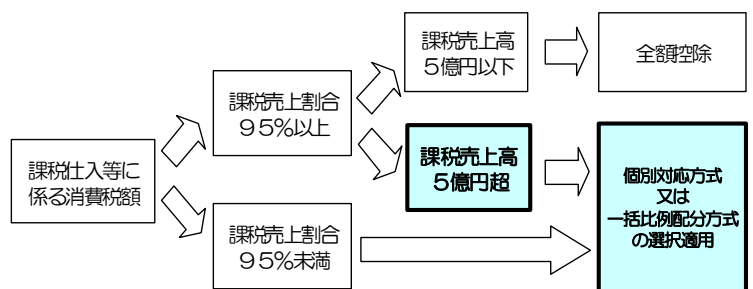
3. 改正内容

消費税額の計算式のうち、「課税仕入等に係る消費税額」の計算方法が変更になります。

課税仕入等に係る消費税額の計算方法【改正前】



【改正後】



今までは、課税売上割合が 9 5 % 以上であれば、課税仕入等に係る消費税額の全額を控除することが出来ました。

→ これからは、課税売上割合が 9 5 % 以上であっても課税売上高が 5 億円超の場合は全額控除することが出来なくなり、9 5 % 未満の場合と同様の方法により計算することになります。

→ その結果、控除出来る金額が減少し、今までと比較して消費税の税負担が増加します。

4. 計算方法の選択

課税売上割合95%以上かつ課税売上高5億円を超える事業者は、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により課税仕入等に係る消費税額を計算することとなります。

		個別対応方式	一括比例配分方式
課税仕入等	① 課税売上にのみ要するもの	全額控除	課税売上割合を乗じた金額を控除
	② 非課税売上にのみ要するもの	控除不可	
	③ 課税売上と非課税売上に共通して要するもの	課税売上割合を乗じた金額を控除	

① 個別対応方式が有利

課税売上対応の課税仕入等に係る消費税額を全額控除出来るため、個別対応方式を適用した方が一般的に有利になります。

ただし、個別対応方式を適用するためには、全ての課税仕入等を課税売上対応・非課税売上対応・共通対応の3つに区分することが必要となります。

② 一括比例配分方式も選択肢

すべての取引を対応区分することが、実務上事務負担が大きく、かつ、納付税額に大きく差が生じない、と判断される場合は、対応区分する必要がない一括比例配分方式を採用することも選択肢です。

ただし、一括比例配分方式を適用した場合は、個別対応方式への変更が2年間出来ないため、翌年の状況予測も含めた判断（多額の土地売却がある場合等は、個別対応方式が有利になります）が必要となります。

5. 今後の対応

改正の影響を受ける事業者は、適用課税期間開始までに事前準備が必要となります。

以下に、現時点で想定される事前準備・対応策を挙げましたので、今後の方針を検討する際にご活用下さい。

① 経理システムの見直し

個別対応方式により計算する場合、課税仕入等を「課税売上対応」「非課税売上対応」「共通対応」に明確に区分することが適用要件となるため、現在使用している経理システムについて以下の確認が必要です。

■ 対応区分の入力が可能か？

個別取引ごとに対応区分の入力が可能か確認する必要があります。

もし、対応区分の入力が出来ない場合、システムの機能追加等で対処するのか、別の方法で対処するのか事前に検討が必要です。

■ 課税仕入の部門管理が可能か？

個別対応方式により計算する場合課税仕入を部門ごとに分けて管理することで、対応区分し易くなります。

また、部門管理により、共通対応に区分される総務部門・経理部門等の金額を少なくすることで、それ以外の課税売上対応に区分される金額が増え、税負担が軽減される場合もあります。

そのため、現在使用している経理システムで部門管理が可能か確認する必要があります。

【部門管理する場合の分け方の例】

支店別・店舗別・部署別・フロア別
・商品別・物件別・案件別 など

② 経理処理の見直し

今まで、課税売上割合が95%以上であればいずれの割合でも消費税額は変わらなかったため、非課税売上高を正しく計上することに傾注していなかった場合があります。これからは、95%以上でも課税売上割合を正しく計算する必要があるため、非課税売上高を正しい金額で計上しなければなりません。これは、一括比例配分方式を選択する場合も同様です。

今後、税務調査でもこの点を確認される可能性があります。

【非課税売上高の相殺処理事例】

■ 土地を又貸ししている場合

例えば、不動産業者から借りた土地を子会社に又貸ししているような場合、支払地代と相殺せずに受取地代（非課税売上高）を計上する必要があります。

① 不動産業者への地代支払時

支払地代	40	／	現金	40
------	----	---	----	----

② 子会社からの地代受取時【これまでの実務処理】

現金	50	／	支払地代	40
			受取地代	10
				非課税売上



②' 子会社からの地代受取時【正しい処理】

現金	50	／	受取地代	50
				非課税売上

■ 銀行預金の利息を受け取る場合

源泉徴収後の手取金額ではなく、源泉徴収前の金額を受取利息として計上する必要があります。

① 預金利息の受取時【これまでの実務処理】

預金	40	／	受取利息	40
				非課税売上



①' 預金利息の受取時【正しい処理】

預金	40	／	受取利息	50
				非課税売上
法人税等	10			

③ 取引方法・契約内容の見直し

既存の取引について取引方法や契約内容の変更を行うことで非課税売上高が減少し、税負担が軽減する場合があります。

■ 普通預金から当座預金へ

普通預金・定期預金等に係る利息は、「受取利息」として非課税売上高に計上されます。

→ 「受取利息」を減らすためには、当座預金や決済性普通預金等の利息のつかない預金を活用する方法があります（ただし、利息収入は無くなります）。

■ 借上社宅方式を住宅手当方式へ

社員に対して会社契約で借りた社宅を賃貸している場合、社員から受け取る社員負担分の家賃が「受取家賃」として非課税売上高に計上されます。

→ 社員本人の契約で住宅を借り、住宅手当として給与にその分を上乗せして支払う方法により非課税売上高が減少します（ただし、給与に対する源泉所得税は増加するため、その分の手当を増額しないと従業員の手取金額は減少してしまいます）。

■ 居住用住宅の契約見直し

不動産を「居住用」として賃貸している場合、賃料は「賃貸料収入」として非課税売上高になります。

→ 契約上は「居住用」として契約していても、契約者が勝手に事務所として使用している場合もあるようです。この場合、「事務所用」として契約変更することで賃貸料収入は課税売上高に区分されることとなるため、非課税売上高が減少します（ただし、賃料に消費税が課税されるようになるため、その分を考慮した賃料の設定が必要となります）。

6. まとめ

まず第一に、改正による自社への影響を早急に把握することが必要です。その上で、経理システムの変更、予算確保、対応区分の基準・部門管理方法の確定等、事前準備が必要となります。

非課税売上が預金利息のみで課税売上割合が99.9%の場合でも、総務・経理部門等の経費が共通対応に区分されることとなるため、多くの企業が改正の影響を受けることとなります。

御社への影響や対応方法等についてはそれぞれの実情によって異なるため、ご遠慮なく担当者にご相談下さい。

Ⅱ 事業者免税点制度の見直し

消費税免税事業者の判定方法が変更され、これまで免税事業者とされていた事業者のうち一定の要件に該当する場合は、課税事業者となることになりました。

1. 改正の影響を受ける事業者

基準期間（前々期）の課税売上高が1,000万円以下であるため、消費税の納税義務が免除されていた事業者

2. 改正が適用される課税期間

法人	<p>平成25年1月1日以後に開始する課税期間から ※3月決算法人の場合 平成24年4月～9月の課税売上高及び給与等支払総額が1,000万円を超える場合、平成26年3月期は課税事業者になります。</p>
個人事業者	<p>平成25年分（平成26年3月15日提出期限の確定申告）から ※平成24年1月～6月の課税売上高及び給与等支払総額が1,000万円を超える場合、平成25年分は課税事業者になります。</p>

3. 改正内容

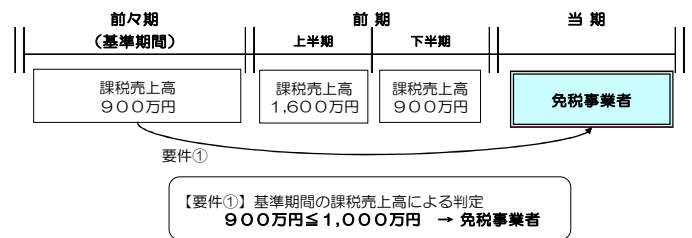
消費税の免税事業者の判定方法が変更になります。

■ 免税事業者の判定要件

要件①	基準期間の課税売上高が 1,000万円以下	
要件②	前期の上半期の課税売上高 又は 前期の上半期の給与等支払総額	の いずれかが 1,000万円以下

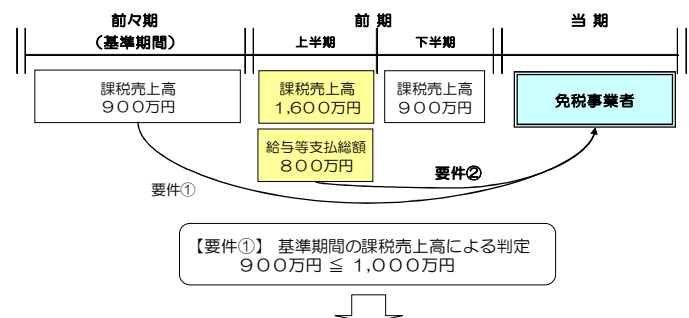
【改正前】

要件① を満たす場合、免税事業者となりました。



【改正後】

要件①・要件② の両方を満たす場合のみ、免税事業者となります。



【要件②】

- (1) 前期の上半期の課税売上高による判定
1,600万円 > 1,000万円
- (2) 前期の上半期の給与等支払総額による判定
800万円 ≤ 1,000万円 → 免税事業者

- 課税売上高と給与等支払総額のいずれかが1,000万円以下の場合、免税事業者となります。
- 課税売上高と給与等支払総額の両方が1,000万円超の場合、課税事業者となります。

4. 今後の対応方法

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者であっても、上半期の課税売上高及び給与等支払総額が1,000万円を超える可能性がある場合、**月次で課税売上高・給与等支払額の状況を把握する必要があります。**

また、状況によっては、上半期に計上される売上を下半期に繰り延べる、賞与の支給時期を下半期にずらす等の対応が必要となります。

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所	株式会社協和ビジネスコンサルティング
金融商品取引法、会社法、学校法人、公益法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など一企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証券書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK！”